

平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件

平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件

平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件

平成25年(ワ)第521号 川内原発差止等請求事件

平成26年(ワ)第605号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面21  
(「避難計画」に関する主張の整理)

2016年2月19日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 森 雅 美

弁護士 板 井 優

弁護士 後 藤 好 成

弁護士 白 鳥 努

外

## 1 規制基準に合格した原発でも重大事故が発生しない保証はないこと

原発が規制基準に全て適合しており、原子力規制委員会の審査に合格したものであるからといって、原発が絶対に安全といえるものでないことは、原子力規制委員会の田中委員長も明言しているとおりであります。

しかし、そうであるとする、規制基準に合格した原発であっても、重大事故が発生しない保証はどこにもない、ということである。

原発にひとたび重大事故が発生すれば、我々が福島原発事故で経験したように、原発周辺地域への膨大な量の放射能の放出と放射性物質による汚染が開始される危険は十分にあるといわねばならない。

## 2 原発周辺からの避難は流出する放射能から住民の生命・身体の安全を守るための最終・最善の手段であること

このような原発の重大事故発生に伴う放射能の放出が開始されるようになった場合、放射能から周辺住民の生命・身体の安全を防護するために残された最終かつ最善の手段は、原発周辺地区からできるだけ早期に、かつ安全に避難することとでしかないことはいうまでもない。

もし、早期に安全な避難ができないということになれば、周辺住民は原発から放出される放射能に被曝し、その生命・身体を危険な状態にさらすことになる。

とくに重症患者等をはじめとする要援護者等は、施設の整った適切な避難先がすみやかに確保されなければ、避難途上において生命・身体の安全が侵される危険を招くことになるのである。

現に福島原発事故においては、避難をした重症患者を中心とする合計48人の方々が避難開始から避難終了までの3日間に死亡するに至るといった重大な犠牲が発生している。

### 3 実効性ある避難計画あることが原発稼働の前提条件

それでは、川内原発に福島原発事故と同程度もしくはこれを超える規模の重大事故が発生し、放射能の放出が始まった時に、どうすれば、周辺住民は要援護者も含めてその全員が円滑かつ安全に早期の避難ができるのか。

川内原発周辺（30km圏内の）20万人を超える住民の円滑な避難を実現するためには、避難のための十分かつ周到な計画なくしてありえないことである。

このような避難問題と避難を実現するための避難計画の重大な意義をふまえて、被告国も原発の周辺自治体に詳細な避難計画の策定を義務づけており、まさに実効性ある避難計画の存在を原発稼働の前提となしているのである。

川内原発に十分な避難計画が存在していることは、被告国の規制基準の対象とはされていない。

しかし、十分な避難計画も策定されていない、即ち、原発事故の際の住民の避難の方策も定まっていない状況下で、川内原発の稼働はありえないことである。

このような意味からも、実効性ある避難計画の存在は、原発稼働が認められる重要な前提条件をなすものといわねばならない。

### 4 川内原発の避難計画の看過できない欠陥と問題点

それでは、川内原発周辺住民の避難計画は住民の生命・身体の安全を確保する上で十分なものとして存在しているのだろうか、また、存在していたとして、その実効性はあるのだろうか。

川内原発の避難計画は一応のものが策定されたことになっており、被告九電も現在ある川内原発の避難計画には十分合理性があり、実効性もあるかのように主張している。

これに対し、われわれ原告らは、川内原発の避難計画には重大な欠陥があり、また、計画の実効性も存しないことを、これまでも累々述べてきたところであるが、本書面では、川内原発の避難計画の致命的欠陥として未だ解決できてない、

以下の5の重大問題について、再度、主張の整理の意味を含めて述べることにする。

第1、自動車による避難中に住民が被曝を受ける危険性があること

第2、避難に必要なバスの台数が圧倒的に不足していること

第3、原発事故時の風向の予測はできないので、予め避難先を確定する計画の策定は困難であること

第4、半径10キロメートル以遠の要援護者の避難計画の策定はできていないこと

第5、半径5キロメートル以遠の住民に屋内待機を先行させる段階式避難計画では住民の被曝は防げないこと

## 5 自動車による避難途中に発生する放射線被曝の問題

(1) 原告らがすでに述べてきたように、避難計画では原発半径30キロメートル圏内から遠方への住民の避難には自動車を使用することが想定されている。

しかし、一般の自動車の室内には完全な気密性は確保されていないことから、車中避難にあっては車内への外気の流入は避けられない（例えば、水中に落ちた車は窓を閉めていても一定の時間内には水が車内に浸入してくる。）こととなる。

このことから、車による長時間の避難の中では、放射能が外気とともに車内に侵入し、車中の避難住民が被曝する危険性は十分にあることになる。

また、長時間の避難中に避難者がトイレの使用等で車外に出ることも十分ありえるが、その際にも、車外での被曝、また、車から避難者が出入りする際の車内への外気の流入等で被曝をする危険がある。

さらに、放射線の中には車のボディーを通過するものもあるが、このような放射線については車での避難中にも常に被曝を受ける危険性があることとな

る。

- (2) ところで、鹿児島県が平成26年4月に民間業者に委託して実施した川内原発事故時の避難のシミュレーションによると、半径30キロメートル圏内の住民の9割が避難するのに、最長で（南九州高速道が閉鎖となった場合）約28・5時間を要するとされている。

さらに、道路の破壊・寸断等で予定の避難道路も使用できなくなった場合には、避難時間はさらに長時間かかることになる（道路復旧工事も必要となれば、数日以上かかることも想定しなければならなくなる。）。

このように、車での避難には長時間を要すること、しかも、先に述べたように車には必ずしも気密性がないことからすると、避難といっても、避難者は避難途上の車中で相当の被曝を受ける危険性が極めて高いことになる。

- (3) また、原発の放射能放出があれば、屋外作業を伴うガソリン・スタンドの営業はほとんど不可能となろう。

そうすると、ガソリンが不足する自動車は避難途中で立往生することとなり、他車も含めて避難ができなくなるおそれもでてくる。

## 6 避難に必要なバスの台数が圧倒的に不足しているという問題

川内原発の避難計画の欠陥としての第2の問題は、川内原発周辺地域では住民が避難するのに必要なバスの台数が圧倒的に不足しているという事実である。

川内原発の避難計画によると、住民の避難には自動車を使用することが想定されているが、自動車が使用できない住民はバスで避難する計画となっている。

しかし、このバスの台数が、その想定される必要数からすると、圧倒的に不足しているという問題がでてきている。

### (1) 30km圏内の住民が避難するのにバスは何台必要か

ア 内閣府避難計画によると、5km内のPAZ圏内のバス避難予定者は1000人（甲B40・28～32頁）とされており、そのために使用するバス

は33台とされている。

また、内閣府によるPAZ圏内の要援護者の避難計画によると、要援護者のPAZ圏内避難想定対象人員は約2000人とされ、その避難に要するバスは52台とされている（甲B40・25頁）。

そうすると、PAZ圏内からの住民及び要援護者等の避難（推定避難総数は約3000人）に要するバスの台数は、合計で85台ということになる。

イ また、PAZ圏内のバス避難予定者の人数（5km圏内1000人）から推定すると、30km圏内のバス避難予定者は約3万5000人（PAZの35倍）となり、バス1台に40人が収容できるとすると、3万5000人では87.5台のバスが必要ということになる。

なお、薩摩川内市といちき串木野市の鹿児島県に対する回答では、10キロ圏内の住民の避難に必要なバスの台数は30～50人乗りで、両市合計41.5台程度ということだった（甲B27）。

ウ 内閣府避難計画において、10km～30km圏内の医療機関想定人数は約9703人とされていることからすると（甲B40・46頁）、一般の避難に必要なバスの台数に加えて、要援護者の避難に必要なバスの台数（1台あたり40名として）は242台となる。

エ 以上をあわせると、川内原発30キロ圏内の住民の避難には、少なく見積もっても、約1000台をこえるバスが必要ということになる。

## (2) それでは、原発事故時に現実に用意できる避難用バスは何台か

内閣府避難計画によると、薩摩川内市内のバスが保有する車輛は約100台（甲B40・26頁）とされる一方、鹿児島県バス協会によると、川内原発事故時に川内原発周辺で用意できる貸切バスは約100台とされている（甲B27）。

そうすると、川内原発事故時に現実に用意できるバスは、以上をあわせても、約200台そこそこということになる。

以上(1)と(2)より、不足するバス台数は、少なく見積もっても約800台(1000台-約200台)となる。

### (3) 被曝リスクを伴う運転業務にバスの運転手をどの位確保できるか

さらに、被曝リスクを伴う運転業務にバスの運転手を現実どの位確保できるかという問題がある。

バス会社としては、バス運転手に対し、被曝リスクを伴う危険な運転業務に就くことを強制できない立場にある状況下において、これを拒否する運転手が多数にわたることになれば、バスの確保はおろか、運転手の確保も十分にできないことになる。

## 7 避難計画の策定・実施を困難にする川内原発の風向問題

川内原発避難計画において、計画の策定・実施を困難にする問題の一つに事故時になるまで分からない風向の問題がある。

(1) 原発事故により原発から放出された放射能は、気体に含まれ、風に乗って広がることになるが、その広がる主たる方向は風下ということになる。

しかも、民間機関の環境総合研究所のシミュレーションによる調査(甲B31)によると、風下地域に対して、放射能は50km~100kmの範囲まで広がる危険があるとされている。

放出放射能が風下の方向に数10キロも先に広がるという事実は、現実には大量の放射能放出事故が発生した福島における放射能汚染地域の地図からも明らかとなっている(甲A1・330頁)。

即ち、福島原発事故の際は、放射能は海からの南東の風によって風下である原発から北西方向50キロ間に集中して放出放射能の汚染が発生しているのである。

このように、放出放射能は風下方向に50km以遠まで広がってゆくということからすると、川内原発事故時に風下となった地域の住民は30kmといわ

ず半径50km圏内の住民まで避難の対象とすべきことになる。

- (2) しかも、計画で予定される周辺住民の避難先が事故時に風下となった場合は、その住民は避難先自体の変更を迫られることとなる。

即ち、避難計画において避難先として予定されていた地域であっても、そこが風下になれば、当該地域への避難はできなくなるということである。

鹿児島市は、県内でも避難先としての施設、病院等が量的にも質的にも充実しており、川内原発事故時の避難計画においても最も主要な避難先とされているが、川内原発事故時にももしも鹿児島市が風下になることとなれば、鹿児島市への避難ができなくなり、少なくとも県内の避難先が大幅に不足するおそれが出てくることは明らかである。

ちなみに、被告九電が主張する避難計画において、UPZ圏内の要援護者の避難先についていえば、同要援護者の3分の2にあたる人数（約308名）が川内原発の東方向にあたる鹿児島市もしくは始良市である。

- (3) それだけではない。

川内原発から約50キロメートルの位置にある鹿児島市が風下になれば、同市内の約60万人近くの住民まで避難が必要となってくる。

しかし、川内原発の避難計画では、鹿児島市が風下になることは全く想定していないのか、そうなった場合の鹿児島市民の避難計画も、また、鹿児島市が避難先にできなくなった場合の代替りの避難先の計画も、一切、策定されていない様子はない。

しかし、川内原発と鹿児島市の位置関係からみて、鹿児島市が風下となる可能性は十分にある（川内原発の南約20キロメートル余の位置にある東市来観測所の2014年のデータでは、鹿児島市方面が風下になる西側からの最多風向が年間で150日観測されている。甲B41）。

このような場合を全く考慮していない川内原発避難計画には、この点でも重大な欠陥があるといわねばならない。

(4) さらに、いつ起きるか分からない原発事故発生時の風向は、事前（計画策定時）には全く予測できないために、風向（とくに風下）を考慮した避難先・避難住民の範囲を確定できるはずもなく、風向を考慮した避難計画自体が作成困難（事実上不可能）という問題がある。

この風向の問題について、鹿児島県は、事故時の風向をみて、避難先を決めるとしている。

しかし、原発事故発生時の風向きを見て、急遽、避難先を決めたとしても、原発事故の大混乱の中において、周辺住民にその情報の周知が徹底できるか、仮に伝えられたとしても、避難途中でさらに風向きが変われば、どうすればよいのか（過去の風向観測記録に照らしても（甲B42）、長時間の避難中に途中で風向が変化することは十分ありうる。）という問題がある。

広瀬弘忠東京女子大名誉教授（災害・リスク心理学）も、避難先を変更した場合の周知方法について、「住民に伝える手段はあるのか。柔軟に対処する仕組みは非現実的だ」と述べている。

しかし、川内原発の避難計画では、この風向きの問題も、原発事故発生時の風向をみて避難先を決めるという以外は、ほとんど検討されていない。

## 8 川内原発半径10キロメートル以遠の要援護者の避難計画の欠陥

(1) 以上に加えて、川内原発の避難計画の決定的な欠陥は、半径10キロメートル以遠の要援護者の具体的避難計画が今も事実上作成されていないに等しい状態にある、ということである。

福島原発事故の住民避難に関する教訓として最も重大かつ深刻といえたものは、要援護者の避難の問題であった。

即ち、福島第一原発事故によって放出が開始された放射能に対して、周辺住民の避難が開始されたが、入院患者を含む要援護者の避難に関しては、避難受け入れ先の確保等に難航することとなり、このため、避難が大変手間取ってしまった

い、適切な避難ができなかった。

このため、要援護者に関しては、避難を開始してから避難がほぼ終了するまでの3日間の間に重症患者を中心に48名もの要援護者が死亡したという深刻な事実がある（甲A1）。

これは、福島原発事故に関して発生した（自殺者を除き）唯一の大量犠牲であり、決して看過できない教訓である。

(2) このように、特に要援護者の避難計画は極めて重要な問題であるにもかかわらず、内閣府避難計画（甲B40）では、原発事故時に『避難施設等調整システム』により、予め入力してある候補施設の中から避難先を調整する」（甲B40・46頁）とされているのみであり、10キロメートル～30キロメートルの要援護者の避難先の具体的確保は何らなされていない。

これについては、被告九電も、半径10キロメートル以遠の要援護者の避難計画については、この「避難施設等調整システム」による避難先の調整で足りるとしている。

しかし、原発事故によって大量の避難転院者（ちなみに、内閣府避難計画によると、10km～30km圏の避難対象となる要援護者は9703人とされる。）が発生したとき、予め避難先候補施設の入力がしてさえあれば、すぐに転院に対処できるとは、到底、思えない。

例えば、福島原発事故による避難に伴い40人の死亡者を出した双葉病院は、患者を受け入れてもらえる病院がなく、転院先は実に90カ所に及んだとされている（甲A1）。

これは、転院候補施設がわからなかったというよりも、どこも満杯で受け入れができなかったという問題である。

また、救急車も患者搬送先の病院の候補を予め入力していると思われるが、現実に患者が出た場合は、どこも受け入れてもらえず、タライまわしとなる例はよくきくことである。

(3) 鹿児島県知事も、10キロメートル以遠の要援護者の避難計画は、「現実的でなく不可能だ」、「空想的なものは作れるが、実際問題としてはなかなかワークしないでしょう」等と発言（甲B38）している。

また、鹿児島県の担当者も、「現状では30キロ圏外の病院等がほぼ満員。空室、会議室などを使っても、受入れ先を調整するのは難しい」と話している（甲B33）。

川内原発周辺地域に関する医療福祉施設における要援護者の避難計画は、ほとんどの施設で作成が進んでいないという実情が度々報道されているが、これも、いわゆる避難時の患者受入れ先が確保できないため、どの医療施設・福祉施設も、避難計画をたてたくとも、計画のたてようがないという実情を反映しているものと思われる。

## 9 被爆が避けられない段階式避難計画の重大な欠陥と非現実性

(1) 次の問題は、川内原発の避難計画では、まず5km圏内の住民の避難を先行させ、半径5kmを超える圏内の住民については、まず屋内待機を求める、という段階式避難計画となっていることである。

川内原発避難計画の重要な内容として、内閣府避難計画において予定され、被告九電も主張する段階式避難時計画というのは、川内原発事故が発生した場合は、まず半径5km圏内の住民は直ちに避難を開始するが、半径5kmをこえ30km圏内にある住民については、当該周辺地域に設置されたモニタリングポストで計測できる空間放射線量が500 $\mu$ sv/hを超えるまでは、避難を開始しないで屋内待機とし、空間放射線量が500 $\mu$ sv/hを超えた場合に避難を開始する、というものである。

被告九電も、この段階式避難であることを強調しており、それ故に、原告の指摘するバス台数の不足の問題は生じないかのように述べる。

(2) しかし、原発事故により原発から放出された放射能が、まず5km圏内に広

がり、間（時間的間隔）をおいて5 km以遠にも広がる、という段階的広がり方をするような事情は、川内原発では考えられない。

即ち、流出放射能は5 km圏内に広がった後、（しばらくは5 km圏内にとどまり、5 km圏外には拡散せず）一定の時間をおいてから10 km圏内まで広がるというものではなく、放射能は風にのり、連続的に広がってゆくはずである。

その意味で、放射能の放出が時間的間隔なく広範囲に拡散する可能性は、むしろ高いはずである。

放射能は、一旦流出がおこれば、風速2 m/s～3 m/s のとき、1時間に約7 km～10 km広がることになるが、そうなれば、約4時間で30 km圏内につながることになる。

また、当初から高濃度の放射能が流出しないという保証は、何もない。

その意味では、5 km圏外は放射能濃度が高くなるまで何日か待つ、という前提自体がなりたたない。

- (3) しかも、段階式避難計画においては、半径5 km圏以遠では、空間放射線量が500  $\mu\text{sv/h}$  を超えるのを待って初めて避難を開始するとされているが、そうすると、半径5 km圏以遠の住民は高濃度の放射能の中を避難することとなり、避難時の被曝は避けられないこととなる。

即ち、避難時に周辺の空間放射線量が500  $\mu\text{sv/h}$  に達しているということは、避難のために屋外に出る際や、車で避難中も、500  $\mu\text{sv/h}$  以上の放射線量の中を避難する状態となる。

そうなれば、車中への放射能の侵入も避けられないことからすると、避難住民の被曝は避けられないことになるのである。

このように考えると、川内原発周辺住民の避難方式とされる、「段階式避難計画」は、最初から一定の被曝を前提とした避難計画という他ない。

そもそも、住民の生命・身体の安全を確保する上では、放射能が空間に広が

る前に一刻も早く原発から遠ざかり、安全な所に避難をするというのが、最も適切なはずである。

それにもかかわらず、生命・身体の危険を伴う、いわば猛毒ともいえる放射能の流出が始まっているにもかかわらず、周辺の汚染濃度が危険な濃度に高まるまで、屋内で待つ人がどれだけいるのか。

周辺住民に対して民間機関が行った避難に関する現実のアンケートでも、「すぐに避難する」という住民が、過半数を超えた56%にもなっている（屋内で待つという人は36%）。

このことからしても、段階式避難計画は実効性に乏しいといわざるをえない。

防災や危機管理に詳しい、「まちづくり計画研究所」の渡辺実所長は、「福島原発事故を共有した国民は原発事故や地震に敏感になっている。川内原発で事故が起きれば、自分たちの判断で自主避難する住民が多くなり、5キロ圏内と30キロ圏内の2段階で避難するという前提は現実的ではない。」と語っている（2014年5月30日付け朝日新聞）。

段階式避難計画は、「汚染濃度が高まるまで避難しないで屋内待機を求める行政」と、「一刻も早く避難しようとする避難住民」との間で無用の混乱を深め、本来円滑になされるべき避難を一層困難にするだけである。

- (4) 段階式避難計画の発想は、放射能流出時の一斉避難が現実には極めて困難（大渋滞、バスの不足、避難先の確保不能等）なために考えついた苦肉の策というべきものでしかない。

このような無謀な計画を持ち出さざるをえないところに、川内原発の避難計画の非現実性があらわれているのである。

## 10 人口密集地に近い川内原発では実効性ある避難計画の策定は不可能であること

- (1) 以上にみてきたように、現在策定されている避難計画では、川内原発の事故

発生時に、到底、周辺住民の被曝を防止することはできない。

このように、住民の生命・身体の安全を守る上で実効性のある避難計画が何ら存在しない現状で、川内原発の稼動が許されてよいはずがない。

(2) これまでの検討からしても、川内原発の事故に関して、住民の被曝を防止できるだけの避難計画の策定はそもそも不可能というべきであろう。

このように、川内原発において実効性のある避難計画の策定ができないのは、事故発生時に周辺住民の安全な避難もできない（十分な避難計画が策定できない）ような、人口密集地（半径30キロ圏内の住民総数は約21万5000人）近くにある場所に川内原発が設置されているからに他ならない。

即ち、このように、まともな避難計画の策定もできないような川内原発の稼動が許されないことは明らかである。

以 上